

第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画策定業務

2 趣旨

令和８年度から５年間を計画期間とする「第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画」を策定するとともに、本市を取り巻く現状と課題を洗い出し、時代に即した観光施策等を検討することを目的とする。

計画策定においては、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、適切かつ確実に業務を履行できる委託事業者を選定する。

3 業務内容

仕様書のとおり

4 契約期間

契約予定日から令和８年３月３１日まで

5 契約形態

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約

6 提案限度価格

５，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 参加資格要件

坂井市とともに本計画を策定するため、総合的な企画力、技術力、実績、信用等を有し、下記に掲げる要件をすべて満たす企業、又は複数の企業で構成する共同企業体とする。

（１）単体企業

- ① 国内に営業拠点があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続きの開始若しくは開始申立てをしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続きの開始若しくは開始申立てをしている者でないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ⑥ 過去１０年以内に地方自治体からの発注によって観光振興計画の策定業務又はそれに類す

る業務を受託し、完了した実績があること。

(2) 共同企業体

- ① 本業務を複数の事業者が共同企業体を結成して申請する場合、各構成員は上記(1)の①～⑤の要件を満たしていること。また、構成する企業の代表者については上記(1)の⑥の要件も満たしていること。
- ② 企業の組合せは3社を上限とし、当該業務の内容に対応する区分の有資格者の組合せとする。したがって、業務内容に応じて、異なる業種区分の有資格者の組合せによる企業共同体も認めるものとする。
- ③ 構成する企業は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれの優れた技術を有する分野を分担するものとする。この場合において、構成する企業の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという共同企業体の目的に照らして、必要以上に細分化しないものとする。

8 プロポーザル参加不適格者

次の者は本プロポーザルに参加できない。また、参加者は、本プロポーザルに関し、次の者から直接または間接的に支援を受けることはできない。

- (1) 第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画策定業務委託プロポーザル選定審査会の委員及び、委員の配偶者、2親等以内の親族
- (2) 坂井市議会議員
- (3) 坂井市職員
- (4) 坂井市政政治倫理条例（平成19年坂井市条例第1号）第3条第1項及び同施行規則（平成19年坂井市規則第2号）第3条に規定する「議員及び市長等の配偶者、2親等以内または同居の親族及び議員及び市長等が役員をしている企業」並びに「議員及び市長が実質的に経営に携わる企業（市の出資法人を除き、次に掲げる企業をいう。）」
 - ① 議員及び市長等が資本金、その他これらに準ずるものの5分の1を出資している企業
 - ② 議員及び市長等に年額100万円以上の報酬等を支払っている企業
 - ③ 議員及び市長等が経営方針に関与している企業

9 スケジュール

内 容	期 日
公告	令和7年4月16日（水） ※URL： https://www.city.fukui-sakai.lg.jp
質問書の受付期限	令和7年4月25日（金）午後5時まで
質問書に対する回答	令和7年5月2日（金）
参加表明書の提出期限	令和7年5月9日（金）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	提出のあった時点で随時審査し通知する
辞退届の提出期限	令和7年5月15日（木）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年5月23日（金）午後5時まで
審査会日程の通知（電子メール）	令和7年5月26日（月）午後5時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和7年6月2日（月）（予定）
選定結果の通知・公告	令和7年6月中旬（予定）

＊上記のスケジュールは、募集開始時点でのものであり、応募の状況等によっては変更となる場合がある。

1 0 質問書の受付・回答

(1) 受付

別紙「質問書（様式6）」に質問事項を記載し、電子メールにて提出する。提出する際の件名は「第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画策定業務公募に関する質問（業者名）」とすること。なお、電話・FAX・対面等による質問には応じない。

(2) 回答方法

質問及び回答については、質問書に対する回答期限までに坂井市ホームページにて公表する。

1 1 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望するものは、令和7年5月9日（金）午後5時（必着）までに参加表明書（様式1又は1-2）と、後述13の提出書類番号3から8の書類を合わせて、事務局宛に提出すること。

＊持参の場合は、土日、祝日を除く。また、郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加表明書類等在中」と朱書きすること。

1 2 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した事業者は、令和7年5月23日（金）午後5時までに、後述13の提出書類番号9から12の書類（以下、「企画提案書等」という。）をメール及び郵送等により、事務局宛にデータ及び書面で提出すること（書面：各10部（正本1部・副本9部））。また、事務局担当者を受領したことを必ず確認すること。なお、提出期限を過ぎた場合は、辞退したものとみなす。

＊持参の場合は、土日、祝日を除く。また、郵送の場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書類等在中」と朱書きすること。

1 3 提出書類

番号	提出書類	提出上の注意	提出区分	
			単体	共同
1	参加表明書（様式1）	単体での参加表明の場合に提出すること	○	—
2	参加表明書（様式1-2）	共同企業体での参加表明の場合に提出すること	—	○
3	誓約書（様式2）	印鑑は実印を押印すること（法務局が証明する代表者の印鑑）		
4	会社概要（様式3）		○	○
5	類似業務実績書（様式4）		○	○
6	履歴事項全部証明書	発行後3ヶ月を超えないもの ※写し可	○	○

7	国税及び地方税の納税証明書	発行後3ヶ月を超えないもの ※写し可	○	○
8	共同企業体協定書 (様式5)		—	○
9	企画提案書 (様式任意)	仕様書に示した業務内容に基づき、経験と強みを生かした具体的な企画提案書とし、A4サイズとする (図表等は必要に応じA3サイズの折り込みも可)	○	○
10	業務実施体制 (任意様式)		○	○
11	業務工程表 (様式任意)		○	○
12	見積書 (様式7)	見積額の明細が分かるよう内訳書を添付すること	○	○
13	辞退届 (様式8)	参加表明書を提出後、参加を辞退するときのみ提出すること	○	○

(○は必要、—は不要)

1.4 選定方法

(1) 審査

学識経験者を含む選定審査会を設置し、審査する。審査は、(2)で定める評価項目に基づき、各委員が採点を行う方式とし、全委員の合計点により順位を決定する。

① 日時

令和7年6月2日(月) 予定 (※詳細については、提案者に別途通知する。)

② 場所

坂井市役所 (対面方式) (※詳細については、別途通知する。)

③ 時間

1社につき、35分程度 (プレゼンテーション20分、質疑応答15分程度)

④ 出席者

当日の出席者は1提案者につき3名以内とし、提案内容の質疑に応答でき、本業務の責任者となる者とする。

⑤ 留意事項

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、補足説明資料その他の追加資料の配布及び説明は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パワーポイント等を用いた説明は許可する。この場合、プロジェクター (接続: HDMI ケーブル) 及びスクリーン各1式は坂井市で用意するが、ノートパソコン等の機器は参加者が用意すること (※令和7年5月23日までに申し出ること)。なお、審査は個別に行い、非公開とする。

(2) 評価項目と配点

審査会は、提出された企画提案書等及びヒアリングに基づき、下記の項目について評価を行

う。

審査項目		審査内容	配点
全体	業務目的の理解度	仕様等を十分に理解し、業務の目的を達成できる提案となっているか	10
実績	業務実績	類似業務の履行実績があり、今回の業務を実施する上で、十分な経験を有しているか	15
業務実施体制	人員配置	提案内容を実現できる適切な人員配置や役割分担がなされているか	10
	専従性	主たる担当者が専従で集中的に策定作業に当たれるか	5
提案内容	坂井市の理解度	坂井市の自然的環境、社会的環境及び観光資源の特徴を理解、認識しているか	10
	分析力	坂井市の観光を取り巻く現状や課題を把握しているか 坂井市に関する各種統計データを適切に使用した分析がなされているか 独自性のある分析がなされているか	15
	企画力、提案力	坂井市の観光の目指すべき方向性がイメージできる提案となっているか アクションプラン策定に向けた妥当性のある提案となっているか 本業務の効果を高める独自性のある提案がされているか	15
	工程	業務工程毎にスケジュールや手法を明確に示しているか	10
	会議支援	資料作成、会議運営支援等が適切・迅速に実施できるか	5
価格	価格	業務内容と価格が適正か	5
合計			100

(3) 選定

① 委託候補者の選定

審査会の終了後、各委員が各企画提案書等の採点を行い、評価点の合計が最も高いものを委託候補者として選定する。

② 選定結果の通知

選定の結果は、提案者宛に郵送にて通知するとともに、坂井市ホームページにおいて公表する。通知及び公表内容は、委託候補者の名称及び評価点合計とする。

1.5 契約の締結

- (1) プロポーザルの結果、選定された候補者と業務委託契約の仕様等について協議・調整を行い、委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が辞退、又は資格を喪失したときは、評価点の合計が次点の事業者を候補者として契約締結の協議を行う。
- (3) 本プロポーザルは優先交渉権の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は、必

ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

1 6 失格

次に該当するものは、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (2) 企画提案書等提出時点において、「7 参加資格要件」の条件を満たさないことが認められた者
- (3) 企画提案書等提出後、審査終了までの間に、「7 参加資格要件」の条件を満たさなくなった者
- (4) 本実施要領に示す企画提案書等の作成及び提出に関する条件を逸脱した提案を行った者
- (5) 見積金額が、「6 提案限度価格」を超える提案を行った者
- (6) 選定の公平性に影響を与える行為をした者
- (7) 選定審査会委員に対し、選定に係る接触の事実が認められた者

1 7 その他

- (1) 応募者は、本プロポーザルに対し、一つの提案しか行えないものとする。応募する企業及び共同企業体の各構成員は、他の提案の応募者の構成員となることはできない。
- (2) 手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限までに参加表明書が事務局に到達しなかった場合は、企画提案書等を提出することができない。
- (4) プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。また、提出された書類について、坂井市情報公開条例（平成18年坂井市条例第16号）の規定に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。
- (6) 提出された書類は、委託事業者の選定以外に、提案者に無断で使用しない。ただし、委託事業者選定を行う場合に、必要な範囲において複製することがある。
- (7) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は、提案者が追うものとする。
- (8) 本市が指定する場合を除き、提出期限以降における書類の再提出、追加及び差し替えは認めない。また、提出書類に記載した業務責任者、管理技術者及びその他の技術者は、特別の理由があると市が認めた場合を除き、変更することができない。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をしたことにより失格となった者に対して、指名停止を行うことがある。
- (10) 参加表明書を提出する者が1社である場合は、評価点の平均が60点以上の場合、合格とする。評価点の平均が60点未満の場合、また、参加表明書を提出する者がいない場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

1 8 書類提出先及び問い合わせ先

〒919-0059 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地
坂井市役所 産業政策部 観光交流課

TEL : 0 7 7 6 - 5 0 - 3 1 5 2

FAX : 0 7 7 6 - 6 8 - 0 4 4 0

Mail : kankou@city.fukui-sakai.lg.jp